

校下・地区民生委員児童委員協議会ブロック活動助成金交付要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、富山市民生委員児童委員協議会（以下「市民児協」という。）会則第4条第1項第2号の規定に基づき、校下・地区民生委員児童委員協議会（以下「校下・地区民児協」（以下「校下・地区民児協」という。）相互の情報交換・研修等に対する助成について、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この要綱において、「校下・地区民児協」とは、小学校区（一部中学校区）を単位として組織された単位民生委員児童委員協議会をいう。

2 この要綱において、「ブロック」とは、地域的なつながりにより区分された中、東、西、南、北、富山市新川、婦負の7つをいい、各ブロックを構成する校下・地区民児協は、市民児協顧問・相談役・参与・理事及び監事選定基準の地区割と同一とする。

（助 成）

第3条 市民児協会長は、校下地区民児協に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

（申請の手続き）

第4条 助成金の交付を受けようとする校下・地区民児協の代表者は、校下・地区民生委員児童委員協議会活動助成金交付申請書（様式1号）、事業計画書・収支予算書（様式2号）を市民児協会長に提出しなければならない。

（事業完了報告）

第5条 助成金の交付を受けた者は、事業完了後1か月以内に事業完了報告書（様式3号）、事業報告書・収支決算書（様式4号）を提出しなければならない。

（細 則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。